

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので公告する。

平成21年9月4日

香 川 県 収 用 委 員 会

1 起業者の名称

香川県及び小豆島町

2 事業の種類

二級河川別当川水系別当川内海ダム再開発工事並びにこれに伴う県道及び町道付替工事

3 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

所在 香川県小豆郡小豆島町神懸通字仲休地内

地番	地目		地積(m ²)		収用しようとする土地の面積(m ²)	使用しようとする土地の面積(m ²)	備考
	土地登記簿	現況	土地登記簿	実測			
甲2270番3	畑	公衆用道路	76	79.02	79.02	なし	

4 土地所有者の氏名及び住所

森 俊夫 香川県小豆郡小豆島町神懸通甲1510番地

(ただし、土地登記簿上の住所 香川県小豆郡内海町神懸通甲1510番地)

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

(抵当権者 大正4年3月15日受付 第766号)

土地登記名義人亡長岡長一(土地登記簿上の住所 香川県小豆郡内海町神懸通甲904番地、持分2分の1)法定相続人

- 長岡 富子 香川県小豆郡小豆島町片城甲338番地(法定相続分4分の1)
- 三好 英子 香川県小豆郡小豆島町草壁本町324番地(法定相続分6分の1)
- 長岡 隆一郎 大阪府豊中市東泉丘2丁目15番18-704号(法定相続分48分の1)
- 三木 めぐむ 大阪府四條畷市岡山東五丁目14番5号(法定相続分48分の1)
- 長岡 陽二郎 兵庫県神戸市北区青葉台2番15号(法定相続分48分の1)
- 長岡 亮三 香川県小豆郡小豆島町草壁本町349番地1(法定相続分48分の1)

土地登記名義人亡堀久藏(土地登記簿上の住所 香川県小豆郡内海町神懸通127番戸、持分2分の1)法定相続人

- 堀 正久 大阪府三島郡島本町水無瀬二丁目8番2-606号(法定相続分15分の1)
- 丸本 容子 香川県小豆郡小豆島町橘甲497番地(法定相続分120分の13)
- 三木 玲子 大阪府豊中市上野坂1丁目12番14号(法定相続分120分の13)
- 堀 大成 東京都小平市学園西町2丁目11番29号(法定相続分120分の13)
- 堀 高昭 香川県小豆郡小豆島町神懸通甲678番地1(法定相続分120分の13)

(道路法に基づく道路管理権者)

(道路管理者) 小豆島町 小豆島町長 坂下 一朗

香川県小豆郡小豆島町池田2100番地4

6 収用の裁決手続の開始を決定した日

平成21年8月31日